

# いま最低賃金制度改革の 大手術のとき



明治大学名誉教授

くろだ けんいち  
黒田 兼一

## はじめに

およそ1年前の本誌に、最低賃金研究と生計費調査を精力的に進めてきた中澤秀一なかざわしゅういちは書いている。「最賃運動がめざすものは経済を危機に追い込むことではない。最賃引き上げのデモで求めているのは、個別企業への賃上げではない。要求の相手先は政府であり、『最賃を引き上げるために中小企業への支援策を講じること』を求めている。そして、運動がめざしているのはボトムアップによる経済の回復である」<sup>1</sup>。的を射た主張である。

その4ヵ月後10月の衆議院選挙前、ほとんどの政党は賃金引き上げの公約を掲げた。野党はもちろんであるが、与党も「賃上げに積極的な企業への税制支援」(自民党)を掲げ、また「賃上げを行う中小企業等に対する支援の拡充」(公明党)を訴えた。

しかしあれほど熱く語っていたにもかかわらず、いまはその勢いが影を潜めてしまったかのよ

うである。この数年、最賃問題の調査や研究は格段に進んでいるのだが、法改正までに至ってない。今一度、私たちの足元を見つめ直し、いま何をすべきなのかを考える素材を提供したい。

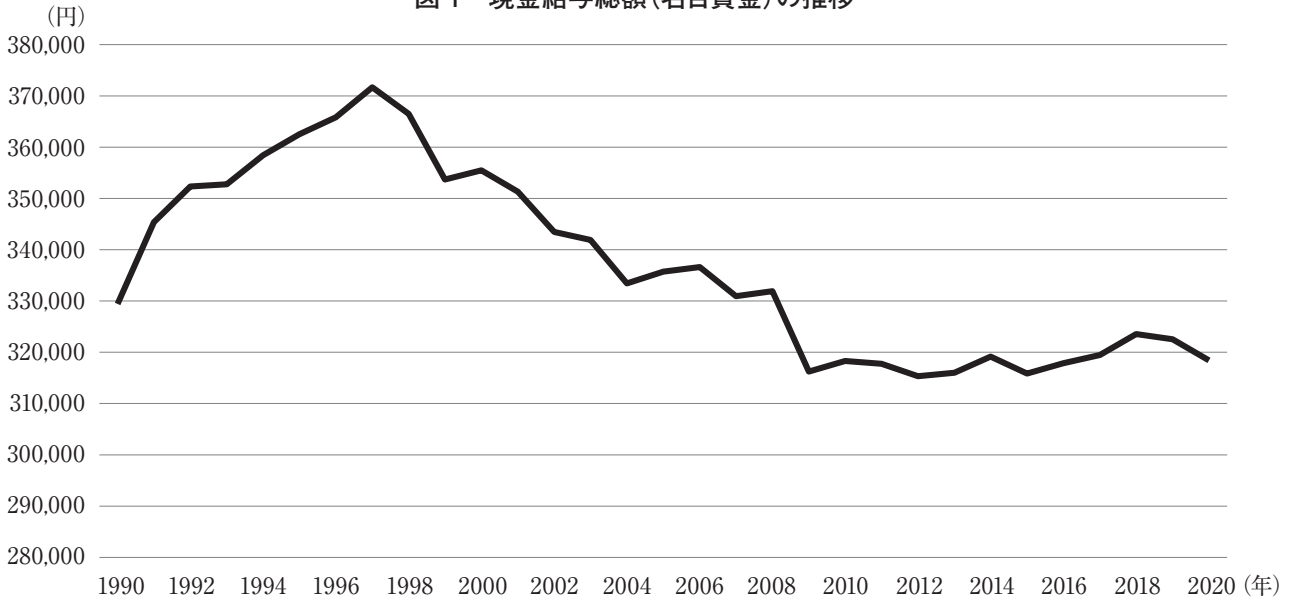
## I 日本の低賃金の現実

多くの政党や政権が異口同音に「賃上げ」を掲げるようになったのは、1990年代後半から続く異常な低賃金の現実が横たわっているからである。本誌の読者には周知のことではあるが、敢えて現状を確認しておく。

厚労省の毎月勤労統計調査で従業員5人以上の企業が従業員に支給した賃金(現金給与総額)の推移をみると(図1)、1998年まで下落することはなかったのだが、この年を境に下落に転じた。以降、多少の変化はあるものの、この四半世紀、下落し続けている。

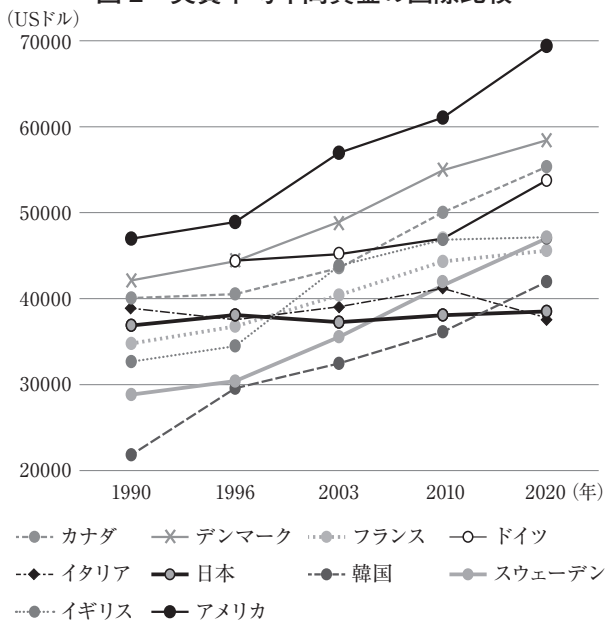
その一方で、財務省の「法人企業統計調査」によれば、資本金10億円以上の大企業のこの20年間の財務状況をみると、賃金は減少しているにもか

図1 現金給与総額(名目賃金)の推移



注: 事業所規模5人以上の企業の平均月間給与総額  
厚生労働省「毎月勤労統計調査」より筆者作成

図2 実質平均年間賃金の国際比較

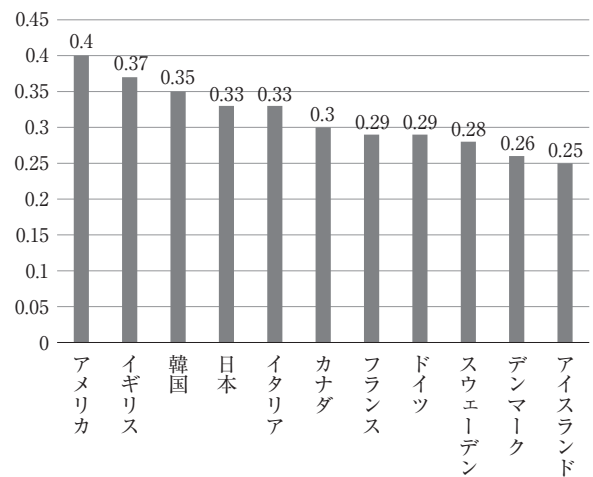


OECD統計より筆者作成

かわらず、内部留保は2.8倍、経常利益は倍近くに、さらに配当金に至っては4.8倍にも増加させている。企業は儲かり、労働者がやせ細っていくという歪な構造である。これをそのまま放置すれば、労働者は消費を手控えるから、需要が減少し、生産と流通、販売が落ち込み、プーメランのごとく企業に悪影響を与える。とりわけ多数の中小零細企業の経営状態を悪化させることになる。日本社会が深刻な病に陥っているとみていい。

この異常さを国際的にみたのが図2である。こ

図3 格差社会(ジニ係数)ランキング(2019年)



OECDデータより筆者作成

これは、2020年を基準に物価調整した米USドルで換算した主要各国の実質年間平均賃金の推移をみたものである。1990年以降、日本は賃金上昇がみられず、1990年にはこの10カ国中5位にいたのだが、2020年にはイタリアと並んで最下位に転落してしまった。

この図2は平均でみたものだから、富める者とそうでない者の格差を考慮に入れないと労働者の賃金の実態がわからない。そこで収入の社会的格差を示す指標としてジニ係数でみてみよう(図3)。

ジニ係数は所得格差が全くない状態を0、一人が社会的富のすべてを独占している状態を1で示

したものである。数値が小さいほど格差が少ないわけで、格差の大きさを直感的に理解しやすい指標である。

これを見ると、平均賃金が1位だったアメリカはジニ係数も一番高く、格差が大きいことがわかる。ジニ係数が一番低く平等な社会といえるのがアイスランドである。平均賃金が2番目に高かったデンマークはジニ係数が0.26と低く、国民全体が豊かで平等な暮らしをしていると判断していいだろう。日本はといえば、10カ国中平均賃金が最低であったが、ジニ係数は0.33で4番目に高い。1980年代の半ばは0.304であったから、この40年ほどで格差が拡大したことになる。格差が拡大していて平均賃金が下がっているわけで、低賃金の労働者が増加したのである。

これを裏付けるように、朝日新聞（2022年1月27日付）は「日本の全世帯のうち平均所得以下は6割超」とのショッキングな記事を掲載した。2019年の国民生活基礎調査によれば、日本の全世帯の平均所得は552万円だったが、これに届かない世帯が全体の61%であったという。年間2000万円以上の富裕層が少数いる。半数以上の500万円以下の低所得世帯、さらに中間層がその間を繋いでいる社会、横からの断面図でみれば「文鎮型」になる。

この目に見える格差構造は自然にできたわけではない。日経連（現・経団連）の「雇用ポートフォリオ」という名の非正規雇用拡大戦略がもたらしたものである（1995年）。これを数値（総務省・労働力調査）で確認してみると、1985年の非正規雇用は16.4%であったが、その後、96年21.5%、2000年26.0%、03年30.4%、10年34.4%、そして19年38.2%と雪崩を打ったように増加し、4割目前の状態である。低賃金の常態化と社会的格差拡大は、この非正規雇用の増加と深く関連しているのである。

こうして国際的にみても異常な低賃金の社会的格差構造は、もはや放置できない段階にまで達している。それは国民生活を破壊しているだけでな

く、圧倒的多数の中小企業の経営まで圧迫するに至っている。まさに社会病理である。こうした社会的な病の上に、2020年からの新型コロナウイルスの蔓延<sup>まんえん</sup>が追い打ちをかけた。症状をみる限り、いまや待った無しで大手術が必要である。その手術は、平均年収が500万円に達していない世帯収入の底上げから開始されるべきである。

## II 日本の最低賃金制度の特徴

賃金の引き上げ（賃金の底上げ）のための大手術の前に、病巣をつきとめるために、まず日本の最低賃金制度の特徴をまとめておこう<sup>2</sup>。

第1に、日本の最低賃金法（以下、最賃法と略）そのものが経営側に配慮した性格が色濃くという点である。法の第1条に「事業の公正な競争の確保<sup>うた</sup>」が謳われ、第9条でも「事業の支払能力を考慮して定めなければならない」がある。これらの条項は、法の制定（1959年）以来、今日に至るまで、最賃引き上げの大きな足枷<sup>あしかせ</sup>となっている。「公正な競争」や「支払い能力」の問題は最賃法とは別に考えるべきものであるはずだが、どうしてこうなってしまったのか。

この法律が「労働運動のたたかいによってではなく、政府・労働官僚の主導で策定された」との小越洋之助<sup>おごしやうのすけ</sup>の指摘がある<sup>3</sup>。実際、1955年からの第1次高度成長期、日本の賃金は不当に低いという諸外国からの批判と、労働力不足による初任給の引き上げ競争の懸念、この双方に應えるためにとられたのが、業者間で「最低賃金」を協定化して過当競争を防止するというものであった。これを最低賃金の「業者間協定方式」と呼ぶが、1959年に成立した最賃法はこの方式が中心であった。これは1968年に廃止され、現行のような「審議会方式」に変更されるのだが、第1条も第9条もそのまま現在まで引き継がれている。最低賃金を決める法律に、労働者の生活（生計費）以外の「事



業の公正な競争」や「事業の賃金支払い能力」が入れられているのは異常というほかない。

第2の特徴は、全国一律ではないということである。最賃法が成立して以降、この特徴も現在まで続いている。

最賃法成立前、結成されたばかりの日本労働組合総評議会（総評）は、全国全産業一律の最低賃金を提起した。1955年から始まる春闘でもこれを掲げたが、実現しなかった。

その後、高度経済成長と春闘による大幅賃上げによって、「業者間協定方式」はうまく機能しなくなったため廃止され、「審議会方式」に変わった。審議会での調査と審議によって、産業別ないしは地域別に最低賃金を決めるというものである。それ以降、政府はこの審議会方式による地域別最賃の普及促進に力を入れるようになった。

ところが高度成長の終焉とオイルショックによる激しい物価高によって、最低賃金では暮らせないという不満が高まり、全国一律最賃への要望が強まった。1975年3月、労働4団体が「全国一律最低賃金の確立」を要求してストライキを予定し、また野党4党（社会、公明、民社、共産）も全国一律最低賃金への「共同法案」を国会に提出した。この緊迫した状況の中で、政府も対応せざるをえなくなり、これまでのやり方を一部修正し、「目安制度」と呼ばれるものに変えた。

「目安制度」とは何か。地域別最賃は「全国的な整合性の確保という保障に欠けることも否定できない」として、中央最低賃金審議会（以下、中賃と略）が、「47都道府県を数等のランクに分け、地域別最低賃金の改定についての目安を」作成して、地方最低審議会に提示するというものである。1978年からこの方式が開始され、現在まで続いている。

こうして、全国一律最賃は実現することなく、中賃が全国を ABCD ランクに分けた「目安」を示し、各地方審議会がそれを参考にして、それぞれの地域別最賃を答申するという、何とも中途半端なやり方が定着した<sup>4</sup>。

なお、諸外国をみれば最賃制が全国一律でない国もないわけではないが（カナダは州別、イタリアは最賃法なし）、国際的にはきわめて少ない。

第3に指摘しておきたいことは、最低賃金の水準についてである。

現行法の第9条に（地域別）最低賃金額を決定する際の基準が示されている。「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して定めること、このうち生計費は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と明記されている。しかしこれら「労働者の生計費」「賃金」「事業の支払い能力」の中味は明瞭ではないし、このどれに重点を置くのかで金額は変わってしまう。たとえ「支払い能力」を脇に置いたとしても、単身労働者の「生計費」を基準とするのか、扶養家族がいる労働者を基準とするのかで大きく違ってしまう。厚労省の「最低賃金制度のあり方に関する研究会」（2005年）の資料によれば、「現在決定されている最低賃金には年齢階層別に決定されているものではなく、単身の労働者も扶養家族のある労働者もいずれも対象としていることから、直接に参考とされるのは若年単身労働者の生計費ということになる<sup>5</sup>」。なぜこのような結論になるのか不明ではあるが、ともあれここからすれば、「労働者の生計費」は若年の独身労働者を基準にしているということになる。

しかし後にもみるように、法定最賃額は実際の「生計費」よりかなり低い。なぜか。木下武男は「生計費原則から事実上切り離され」ているからだという。最賃が成立した当初は「親元にいることを想定した」中卒女子の初任給、その後の高度成長下では「家計補助」的な労働者を参考に決められ、いずれも年功賃金から切り離されている労働者を想定し、労働者が暮らせる生計費とは無関係に設定されてきたからだという<sup>6</sup>。

この木下の指摘は傾聴されるべきである。入社後に賃金上昇が想定されていない非正規雇用が4割に達しようとしている現在、雇用形態に関わら

ず「労働者の生計費」を正確に反映できるように見直すのは当然である。厚労省の「最賃制度あり方検討委員会」の最終報告でも、「絶対水準についても議論すべきである」との意見が表明されているのである<sup>7</sup>。

### III 最賃引き上げをめぐるいま

#### (1) 理論研究のいま

最低賃金が上昇すると、企業は採用を手控えるので、失業者が増える。新古典派（新自由主義）経済学の流れを汲む主張である。長い間、このような主張が社会的に大きな影響を与えてきた。

しかし最近、この流れに変化が起きている。<sup>と</sup>戸室健作は新自由主義者の主張が影響力を低下させてきたと主張している。また山縣宏寿<sup>やまがたひろひさ</sup>はこの点をさらに詳しく論じている<sup>8</sup>。

2021年にノーベル経済学賞を受賞したデヴィッド・カードは、1990年4月に行われた連邦最賃の引き上げによる影響を調べた結果、最賃の上昇と雇用量の減少との間に関連性を認めることはできなかったと主張した。さらに1992年にアレン・クルーガーとの共同研究で、最低賃金を引き上げたニュージャージー州と引き上げなかったペンシルバニア州の雇用量の変化を比較し、「最低賃金の上昇は雇用の縮減を伴わず、それどころか雇用量の増加さえ認められる」という。またマイケル・ライヒもまたワシントン州シアトル市での最賃の引き上げが雇用に大きな影響を与えている証拠はないと主張している。

日本での実証研究では、山縣によれば、山口雅生<sup>やまぐちまさお</sup>が、厚労省のデータを使って、最賃引き上げが雇用に大きな影響を与えていないことを論じている。さらに山縣自身もまた2011年から2019年の総務省や厚労省のデータを使って分析した結果、相

関関係として「最低賃金の累積増加額が高い都道府県であればあるほど、失業者は減じている傾向を認めることができた」というのである。

これらアメリカや日本の研究の結果をどう評価すべきか。雇用のあり方や賃金形態の違いを無視するわけにはいかないし、日本の場合、特に最低賃金近傍の労働者とそれ以外の労働者の雇用形態と賃金の「決め方」の違いを無視したまま、数値のみで結論を出すわけにはいかない。しかし、少なくとも最賃の上昇が雇用の悪化に直結するわけではなく、むしろ雇用増加に繋がる可能性があるという研究結果は重視されるべきだろう。

こうした研究動向が影響したのだろう、「最低賃金の引き上げ＝雇用に悪影響」論の旗振り役の1人であった大竹文雄<sup>おおたけふみお</sup>は、自省の念を込めて以下のように主張し始めた。「私も長い間、こう考えてきましたが、いまの日本では最低賃金を上げることのプラスの面が大きくなっている、と考えるようになりました。最低賃金を上げても、さほど失業者が増えないことが最近のデータから読み取れるのです」<sup>9</sup>。

#### (2) 生計費実態調査と地域別最賃の乖離

最賃問題をめぐってもう一つ、そしてもっとも重要な課題がある。他でもない「労働者の生計費」を正確に調査し、その地域間格差がどの程度であるのか、法定最賃との整合性があるのか、これである。

生計費調査といっても簡単ではない。国がおこなう調査として「標準生計費」があり、それは最低賃金審議会<sup>しんびょうせい</sup>でも使われているが、その信憑性に問題があると指摘されている。調査過程や算出内容が透明な大規模な全国調査が必要なのだが、それが無い。それならばということで、実際の「若年単身者」から情報を集め、集計して現実の生活にかかる費用を調べようというグループがある。全労連・最低生計費試算調査プロジェクトチームである。そしてその監修者が冒頭で紹介し

た中澤秀一である<sup>10</sup>。

2015年12月から22年1月まで長期にわたって粘り強く調査した成果は、この国の最低賃金制度の今後のあり方をも左右する偉業であるといつてよい。調査サンプル数や回答者の偏りもあるから、限界はある。しかし、調査の項目・方法と集計の仕方自体が、より若年単身者の日常生活実態をリアルに再現できるように工夫した調査である。発見されたことのみをまとめておこう。

第1は、必要最低生計費は地域による格差はほとんどないということである。法定最賃がもっとも高い東京都（調査時点で985円）の実際の生計費は東京都北区で1664円（月150時間労働に換算した25歳男性単身者の数値、以下同様）、もっとも低い沖縄県（調査時点790円）の生計費は1642円であった。必要最低生計費がもっとも高かったのは東京や大阪などの大都市ではなく、1761円の大分市であり、また1699円の長野市も高い。そうなる理由は内訳を見るとわかる。大都市では住居費は高いが交通費が安く、逆に地方では住居費は安いが交通費が高むという傾向がある。生活に必要な品目の違いはあるが、住んでいる地域にかかわらず月額の総生計費は22～25万円（税込）であって、際立った違いはない。最賃を地域別に設定する根拠がないことを見事に示している。

第2は、現行の最賃が安すぎるため、必要な最低生計費を賄えないという厳しい実態である。調査時点での法定最低賃金で、必要最低生計費がどの程度賄えるか（法定最賃÷生計費）を計算してみると、45～60%となる。最悪なのは大分市に住む女性のケース45.0%で、次いで新潟市の男性のケース45.3%である。50%を割っている（つまり必要最低生計費の半分も賄えない）所は49ケースの中で22ケースと半数近くにもなるのである。最低賃金を地域別に分ける必要もないばかりか、最低生活さえ維持できない低い水準であることは明かである。

## IV 最低賃金問題と中小企業

### (1) アトキンソンの衝撃

2019年1月、ある日本企業の経営者で元ゴールドマン・サックス社の金融調査室長の肩書きをもつD・アトキンソンが衝撃的な本を出版した<sup>11</sup>。「最低賃金を引き上げよ」、「最低賃金を全国一律にすることを真剣に議論すべき」が主張され、各方面から俄に注目を浴びるようになった。以下、彼の主張の概略を紹介しよう<sup>12</sup>。

日本は人口減少と高齢化に直面している。日本は高齢化と人口減少問題を同時に考えなければならない唯一の先進国である。人口が減少するから、税制も社会保障制度も教育制度も機能しなくなる。消費も減少するので、企業は販売量を維持するために人件費と人員の削減で生産コストを下げようとする。収入減となった労働者とその家族は消費を控えるから、さらに消費を押し下げ、悪循環のスパイラルに陥ってしまう。この深刻化するデフレはどこかで断たなければならない。

この問題提起への彼の回答は「賃上げ」なのである。その結論に至る論理はおおよそ以下のようなものである。

もっとも重要なことは生産性を上げることである。GDPは「人口×生産性」と表せるが、人口減少が進むからこのままではGDPは減少する。GDPを維持するためには生産性を継続的に上げていかねばならない。生産性は自動的に上がるものではなく、意図的に誰かが上げる努力をする必要がある。アメリカは経営者に高額報酬を与えることによって、生産性向上の動機を与え、欧州は最低賃金の引き上げによる底上げを図って、経営者を刺激した。日本は、人口減少がみられないアメリカを手本にできないから、欧州型に戦略転



換すべきだ。そのためには、最低賃金の継続的な引き上げが極めて重要だと主張するのである。

ところが日本の最低賃金制度には大きな問題があるいい、真っ先に「地域別最低賃金」をやり玉に挙げる。また「もっとも体力の弱い企業の支払い能力に合わせて設定されている」として、最賃法の「通常の事業の支払い能力を考慮して定める」ことも問題視する。これら2つの欠陥が世界的にみて最賃を低くしていると喝破する。

実に明快な主張である。ここまでの衝撃的な主張は、松丸和夫まつまるかずおがいうように、最賃改革運動に取り組んできた「労働組合や諸組織にとって、大いに励ましとなっているのは事実だろう」<sup>13</sup>。だが読み続けていくと、彼のシナリオの危うさがみえてくる。

それは、日本の生産性の低さの原因は「規模のきわめて小さい企業が多すぎる」ことにあり、「中小企業が足を引っ張っている」という言説である。ついに次のような主張に至る。「最低賃金を払えず倒産してしまうような低賃金に依存した企業は、日本社会にとっても労働者にとってもマイナスでしかないので、倒産してくれた方がありがたい」、「企業規模と生産性との間には強い相関関係があり、それは中小企業の経営能力が低いからである」。

ここまで来ると、日本の中小企業がおかれている現実を彼は理解しているのだろうかと思う。先の最低賃金の引き上げの主張も、実は、生産性向上に、それも大企業が生産性向上に真のねらいがあったのかもしれない。

このアトキンソンの主張に対しては、松丸が鋭く批判している。下請けを階層化し、末端の中小零細企業の低賃金を収奪の梃子とする構造、「現実の中小企業や零細事業者が置かれている市場取引や税制上あるいは社会保障負担の不利な位置をまったく無視して、大企業も中小企業も完全に対等な競争にあるというバーチャルな想定で『生産性』の向上を唱えているのである」と。真っ当で痛烈な批判である。

## (2) 下請中小企業をめぐる

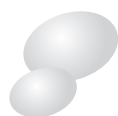
最低賃金の引き上げで中小企業が痛手を被るのは周知の事実である。だがアトキンソンがいうように中小企業が生産性が悪いからではない。その主たる原因は、①日本の重層の下請け構造のなかで、大企業が下請け単価を切り下げ、押し付けていること、②そのため製品単価を中小零細企業が自己決定できないこと、③流通・サービスの分野では、大資本グループによる商品の買い叩きや不当廉売等が支配的になっていること、④国や地方自治体の入札制度では、最低賃金を基準にして予定価格が決められているため、最賃近傍の person 費を想定した価格で応募せざるをえないこと、このような構造に中小零細企業が置かれていることにある。低すぎる最低賃金を引き上げていくには、ここにメスを入れる必要があることは明かである。

この改善に向けた法律がないわけではない。「下請代金支払遅延等防止法」と「下請中小企業振興法」の「下請二法」と呼ばれているものである。とりわけその「一番バッターの位置にある」のが、「振興法」の経済産業省の告示、いわゆる「振興基準」である<sup>14</sup>。詳細は省略するが、この「下請二法」などを含めて大企業にルールを守らせるため、より強い規制が必要だろう。

そのためには中小企業の団体が大きく動く必要があるのだが、中小企業に関連する3団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）は活発に動いているようにはみえない。むしろ最低賃金の引き上げには消極的である。2021年の中賃では、この3団体からの委員は最終段階で28円の引き上げに明確に反対した。近年ではきわめて異例なことである。

しかし中小企業のすべての団体がそうであるわけではない。アトキンソンの「最賃を支払えない企業の自然淘汰とうた」ではなく、それに対抗して、「労使の信頼関係が企業発展の原動力」（人を生か

す経営」という立場を鮮明にした中小企業団体がある。中小企業家同友会である。最賃引き上げに当たって、①最低賃金の地域格差の解消、②実効性ある支援策（社会保険料の事業者負担の軽減）、③取引関係の適正化を進め労務費上昇を取引価格に転嫁できるようにすること、この3点を強く要望している。そして会員の企業家には「単純な生産性向上ではなく、真の生産性向上＝労働投入量の質の向上の追求」を求めているのが際立っている。ある会員の話しでは「最賃1500円になった場合を想定して、社員教育と事業の再構築を計画している」という。このような現場の不断の努力を重ねることで生産性を上げ、それが業績向上に繋がっていくはずだ、この会員の思いはそこにある。現場での必死の努力に応えるために、同友会の3つの要望はぜひとも実現されねばならない。



## おわりに

冒頭に記したように、昨秋の選挙前、賃金引き上げを掲げる政党が多かった。岸田内閣は、その具体策の1つとして、賃上げした企業の法人税の30～40%控除を打ち出した。しかし、そもそも約6割の企業が赤字で法人税を払っていないわけで（国税庁調査）、その効果は大いに疑問である。

こうしたなかで注目されるのは、自民党内の「最低賃金一元化推進議員連盟」（2019年2月発足、衛藤征士郎会長）の活動である。2021年5月には「提言」を発し、①最賃法の「賃金の支払い能力」要素が最低賃金の引き上げを抑制していること、②最低賃金の全国一元化こそが必要な政策転換であること等を提言している。政権内と党からの積極的な提案として受け止めたい。

このような動きを前にしてみると、「最低賃金の引き上げは、生産性向上により収益が増えた場合に実施するものである」という経団連・十倉会長の発言や、「政府は強制力のある最低賃金の引

き上げを政策的に用いるべきではなく」、「全国一元化には反対」との商工会議所の主張はいかにも後ろ向きである。たんに後ろ向きではなく、アトキンソンではないが「日本社会にとっても労働者にとってもマイナス」である。

振り返ってみれば、日本の最賃制度は、経済環境の変化が訪れるたびに機能不全に陥り、仕組みの修正を重ねてきた。すなわち、①第1次高度成長の最中の諸外国からの低賃金批判と初任給の高騰⇒「業者間協定方式」による最賃法制定（1959年）、②更なる高度成長と春闘による大幅賃上げ⇒「業者間協定方式」から「審議会方式」へ修正（1968年）、③高度成長終焉とオイルショックによる物価高騰で全国一律化の動き高揚⇒全国的な整合性を図る目的で「目安制度に基づく地域別最賃」（1978年）、このように時代が求める要請に応じて修正を重ねてきた。

この四半世紀の賃金停滞、先進国で最低水準に落ち込んだ賃金、非正規雇用の増加と極端な格差、これらの症状は「賃金の底上げ」が不可欠であることを示している。さらにこの2年間、新型コロナウイルス拡大に直面して、経済活動が停止し、その犠牲は非正規・低賃金層に襲いかかった。その中であって最低賃金を決める要の中賃が機能発揮できなかった。諸外国ではコロナ禍だからこそ最賃引き上げをおこなう所が多いにもかかわらず、である。仕組みが制度疲労を起こしており、これまでのような対処療法では解決できない。いよいよその病巣を見極めて最賃法改正の大手術の時が来た。

この最低賃金法とその制度の改定は、同時に、巨大企業による中小零細企業の支配構造の手術にも着手しないと副反応をおこしてしまう。せっかくの最賃法改定手術が水疱<sup>すいほう</sup>となってしまう。その第二の手術は「公正取引の実現」と「中小企業支援」である。そのシナリオは松丸（2020）に詳しい。「最低賃金の引き上げ⇒公正取引の実現⇒中小企業支援⇒中小企業の生産性向上⇒日本経済の再生。これこそが、中小零細企業と労働者の共存



を進めながら『人口減少』の日本経済と社会を救う道である」<sup>15</sup>。

**くろだ けんいち** 明治大学名誉教授。過労死防止学会代表幹事、労務理論学会元会長。日本の人事労務管理の歴史と現在をテーマに研究。最近の主な著作：「AI（人工知能）と人事労務管理」（明治大学『商学論叢』、2022年）、『図説 企業の論点』（共著、旬報社、2021年）、『働き方改革と自治体職員』（共編著、自治体研究社、2020年）、『戦後日本の人事労務管理』（ミネルヴァ書房、2018年）。

- 1 中澤秀一「最低生計費調査の到達点と21年改定」『月刊 全労連』No.292、2021年6月、1～2ページ。
- 2 参考にした文献は以下の通り。後藤／中澤／木下／今野／福祉国家構想研究会編『最低賃金』大月書店、2018年。増田／黒川／小越／真嶋『国民的最低限保障』大月書店、2010年。黒川俊雄・小越洋之助『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制』大月書店、2002年。小越洋之助『日本最低賃金制史研究』梓出版社、1987年。
- 3 後藤他編（2018）、104～105ページ参照。
- 4 なお、日本の最賃法ではこの地域別最賃以外に、労働協約に基づく最賃、産業別最賃、特定最賃等があるが、そしてそれぞれについて検討すべきではあるが、ここでは省略した。
- 5 厚生労働省「最低賃金制度のあり方に関する研究会」第8回資料（2005年3月3日）<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/s0303-9c.html>

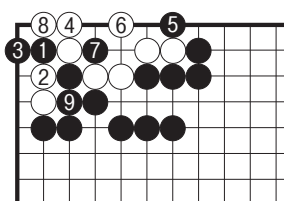
- 6 後藤他編（2018）、126～128ページ。
- 7 「最低賃金制度のあり方に関する報告書」2005年3月、13ページ。<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/s0331-7.html>
- 8 戸室健作「政党・労組・論壇は、最低賃金をどうみているのか?」、後藤他編（2018）、150～153ページ。山縣宏寿「日本における最低賃金の現状と失業への影響」『専修大学社会科学研究所 月報』No.700、2021年10月。  
また <https://irle.berkeley.edu/reich-letter-to-seattle-mayors-office/> も参照。
- 9 『朝日新聞』「耕論」2019年7月31日。
- 10 詳しくは以下を参照。中澤秀一（2021）、中澤秀一「『ふつうの暮らし』がわかる」後藤他編（2018）、28～41ページ。  
[https://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2018/180628\\_02.pdf](https://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2018/180628_02.pdf)  
<http://www.zenroren.gr.jp/jp/saichinchecker/lp.php>
- 11 デービッド・アトキンソン『日本人の勝算』東洋経済新報社、2019年。
- 12 以下の叙述は、アトキンソン『日本人の勝算』以外に、東洋経済オンライン（2019年2月8日）、『日本経済新聞』（2019年7月26日）、『日経ビジネス』（2019年9月2日）、『国運の分岐点』講談社（2019年）等も参照した。
- 13 松丸和夫「中小企業の『生産性革命』と公正取引実現」『経済』No.297、新日本出版社、2020年、122ページ。
- 14 松丸（2020）126ページ。
- 15 松丸（2020）、130ページ。

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

解答 黒先、白死。

解説 黒1から3が好手。白4には黒5以下9迄で解決です。黒1で2は白1、黒3、白6、黒7に白8で生き。



詰将棋の解答と解説

解答 ▲2五銀△1三玉 ▲1四銀△同飛 ▲2五桂△1二玉 ▲2二金△同玉 ▲3二飛成まで九手詰。

解説 初手▲2五金は△1三玉▲1四銀△1二玉で詰みません。正解は▲2五銀で△3五玉は▲3六金で大丈夫です。△1三玉には軽い ▲1四銀が好手で△同玉は▲1五飛で早詰みとなります。△1四同飛には ▲2五桂を決め△1二玉に最後に残した金を使う▲2二金が決め手です。